

■ 産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面の備え付けが必要です。

I. 表示義務について

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その運搬車の車体の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

なお、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も対象となります。

○排出事業者が自分で運搬する場合

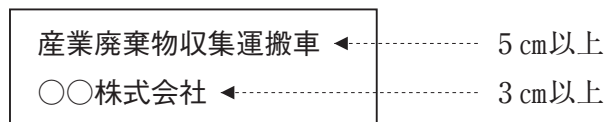
1. 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示
2. 排出事業者名

○産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

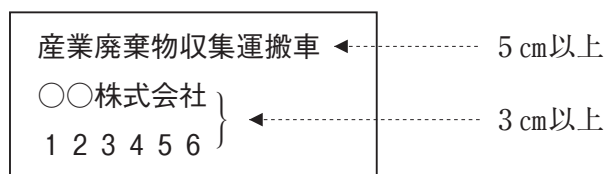
1. 産業廃棄物を収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示
2. 業者名
3. 統一許可番号（下6けた）

表示例

○排出事業者が自分で運搬する場合



○産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合



- 注意点
- ・見やすいこと
 - ・鮮明であること
 - ・両側面に表示すること
 - ・識別しやすい色の文字であること

II. 書類の携帯義務について

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

○排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

1. 氏名又は名称及び住所
2. 運搬する産業廃棄物の種類、数量
3. 運搬する産業廃棄物を積載した日
4. 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
5. 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

○産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）※
2. 許可証の写し

※ 電子マニフェストを使用している場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器が必要となります。

なお、下線部については、随時必要な連絡を行うことができる連絡設備を用いて、廃棄物の種類・量等を確認できる場合は不要です。（許可証の写しと電子マニフェスト加入証のみで可）

III. その他の留意事項

○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、特定家電や使用済自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。

また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

○表示、書類携帯を行わなかった場合

廃棄物処理法違反となり、行政処分の対象になります。

● 産廃マークについて

香川県知事又は高松市長の許可を受けた収集運搬業者が、県内で産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、使用する車両に廃棄物処理法で規定されている表示（前ページ参照）をすることはもちろんのことですが、これ以外に「産廃マーク」（下写真25cm×25cm）を貼らなければなりません。

「産廃マーク」を貼る場所は、運転手側のドアです。もし、運転手側のドアに、会社名が書かれていたり窓ガラスがあって、指定された場所に貼付ができない場合は、運転手側前方の分かりやすい場所に貼ってください。



「産廃マーク」は、収集運搬業の許可申請を行う機関で交付します。

■ 優良産廃処理業者認定制度について

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

● 優良基準

(1) 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

(2) 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

（「一定期間」とは、通常の場合、申請の前6月間をいうが、申請者が既に優良認定を受けている場合は、優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間をいう。）

(3) 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性

① 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

② 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

③ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

④ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

⑤ 優良認定を受けようとする都道府県知事又は政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。

● 優良認定・優良確認の申請等

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、更新の申請と合わせて優良基準に適合することの申請を行い認定を受ける（優良認定）ことができます。また、許可の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う許可の更新申請を行う場合、優良基準を満たせば優良認定を受けることができます。

※ 優良認定制度の運用についての詳細な内容は、環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>

をご覧ください。

● 主な優遇措置

(1) 許可証

優良認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、その旨を記載した許可証が交付されます。

(2) 産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長

優良認定業者は、通常5年の許可の有効期間が7年となります。

(3) ホームページへの公表

優良認定業者は、「香川県の優良認定業者」として県のホームページに掲載されます。

(4) 産業廃棄物処理業等の許可に係る申請書類の省略

優良認定業者については、都道府県・政令市の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に都道府県・政令市に提出する書類のうち、以下のものを省略できます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
- ・ 定款及び寄附行為
- ・ (産業廃棄物処分業許可申請時のみ) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

■ 建設廃棄物の排出事業者等について

平成23年4月1日から全面的に施行されている改正法のうち、建設廃棄物の排出事業者に関する内容については以下のとおりとなっています。

● 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任

(1) 処理責任の元請一元化の原則

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者として法に規定する責任を有することが明確に規定されました。

この原則により

- ・元請業者は、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、自ら適正に処理を行うか、又は、委託基準に従って適正に処理を委託しなければなりません。
- ・下請負人は、廃棄物処理業の許可と元請業者からの処理委託がなければ、廃棄物の運搬又は処分を行うことができません。

(2) 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

例外として、次の要件のすべてを満たす廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自ら運搬を行う場合には、下請負人を排出事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくても、処理基準に従い運搬することが可能です。

適用される要件

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ア 維持修繕工事であって、その請負代金の額が500万円以下の工事
 - イ 引き渡し後の建築物等の瑕疵の補修工事であって、その請負代金に相当する額が500万円以下の工事
- ② 特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1回あたりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により1立方メートル以下であることが測定できるもの又は1立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- ④ 排出事業場の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内にあり、元請業者が所有権又は使用権原を有する施設に運搬されるものであること。
- ⑤ 廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

この例外により下請負人が廃棄物を運搬する際には、その旨を証する書面と、請負契約の基本契約の写しを携行することが必要となります。

この例外は、下請負人が自ら行う運搬に関してのみであり、廃棄物の処分は、元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行わなければなりません。

● 排出事業場外での自社保管の事前届出制

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る。）を行おうとするときは、原則としてあらかじめ知事又は高松市長に届け出ることとされています。

※ ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に知事又は高松市長に届け出ることとなっています。

保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用されます。

(裏面)

運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運搬を行う従業員の氏名	
運搬車の車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	
瑕疵補修工事の場合	
引渡年月日	年 月 日
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	
備考	
<ol style="list-style-type: none">1 元請業者及び下請負人は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）で足りるものとする。2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1 m³以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：畳一畳）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載するものとする。この場合も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者で足りるものとする。4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載するものとする。この場合も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者で足りるものとする。	

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

香川県知事
(高松市長) 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 第12条第4項 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日	年 月 日	

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

香川県知事
（高松市長） 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 第12の条第4項 の規定により、関係書類及び
図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日

備考

特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号リ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本産業規格 A列4番）

■ 廃棄物の情報提供について

廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされており、規則第8条の4の2第6号でその項目が示されています。

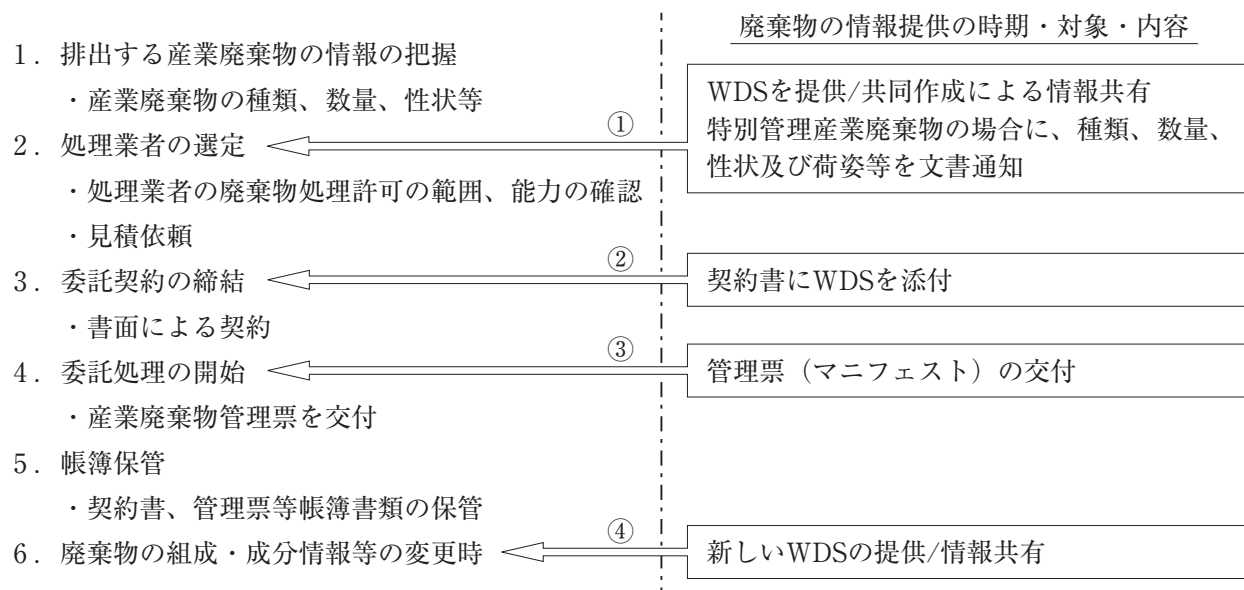
しかし、廃棄物の処理過程において、廃棄物の性状や取り扱う際の注意事項等の情報が排出事業者から処理業者に十分提供されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故や有害物質の混入等が発生しており、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。

そこで、廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が処理業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供のあり方を示す「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」を環境省が策定しています。

このガイドラインの中で、廃棄物情報が必要な項目として、有害特性等の16項目を制定し、必要な情報項目を整理した様式（廃棄物データシート（以下「WDS」という。））が示されています。

排出事業者は、産業廃棄物の処理の委託に当たっては、廃棄物情報をWDS等で通知し、これをもとに処理業者と十分打合せを行うこととなります。

WDSの様式は、必要な廃棄物情報について具体化した項目を例示したものであり、この様式の使用を法的に義務付けるものではありません。



WDSは、基本的には契約時（図②）に提供／契約書に添付するものですが、新規の廃棄物処理に際して受入の可否判断や処理に必要な費用の見積（図①）のために排出事業者から処理業者へWDSを提供、あるいは処理業者と共同作成により情報を共有し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望まれます。

見積時に廃棄物の性状の詳細が判らない場合は、WDSに判る範囲を記入し、廃棄物サンプル等を提供して見積りを依頼し、その後契約時にWDSの最終版を（変更版）を作成し、処理業者と確認の上契約に至るケースも考えられます。

なお、特別管理産業廃棄物の場合は、廃棄物情報を委託契約の前（図①）に文書で通知する義務があります。（令第6条の6）

〈廃棄物データシートとマニフェスト〉

・ 廃棄物データシート

産業廃棄物の処理過程において必要な情報を処理業者へ提供するためのものであり、産業廃棄物の組成・成分情報等が一定の場合は、初回に一度提供すれば十分です。

廃棄物情報に変更があった場合には、再通知が必要です。

・ マニフェスト

産業廃棄物とともに流通させ、廃棄物の処理状況をチェックするためのものであり、産業廃棄物を排出するたびに交付が必要です。

委託契約の有効期間中に、廃棄物情報が契約締結時の内容から変更が生じた場合は、再度通知が必要です。

したがって、委託契約の締結時には、廃棄物情報の変更がある場合の情報提供の方法について、排出事業者と処理業者間であらかじめ決めておかなければなりません。（規則第8条の4の2第7号）また、どの程度の幅をもって廃棄物情報の変更とするかについてあらかじめ決めておくことが望まれます。

廃棄物データシート (WDS)

管理番号

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
- ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
- ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日							記入者
2	排出事業者の 名称等	名 称				所 属		
		所在地	〒			担当者	TEL	
						FAX		
3	廃棄物の名称							
4	廃棄物の発生工程							
	<input type="checkbox"/> 工程図等添付							
5	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥		<input type="checkbox"/> 廃油		<input type="checkbox"/> 廃酸		
		<input type="checkbox"/> その他 ()						
		※廃棄物が以下のいずれかに該当する場合						
		<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等		
5	<input type="checkbox"/> 特別管理産業 廃棄物	<input type="checkbox"/> 引火性廃油		<input type="checkbox"/> 強アルカリ (有害)		<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥		
		<input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害)		<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物		<input type="checkbox"/> 廃酸 (有害)		
		<input type="checkbox"/> 強酸		<input type="checkbox"/> PCB等		<input type="checkbox"/> 燃えがら (有害)		
		<input type="checkbox"/> 強酸 (有害)		<input type="checkbox"/> 廃水銀等		<input type="checkbox"/> 廃油 (有害)		
		<input type="checkbox"/> 強アルカリ		<input type="checkbox"/> 廃石綿等		<input type="checkbox"/> 汚泥 (有害)		
6	特定有害廃棄物 ○: 含有 ×: 非含有 △: 含有の 可能性あり	() アルキル水銀		() トリクロロエチレン		() 1,3-ジクロロプロペン		
		() 水銀又はその化合物		() テトラクロロエチレン		() チウラム		
		() カドミウム又はその化合物		() ジクロロメタン		() シマジン		
		() 鉛又はその化合物		() 四塩化炭素		() チオベンカルブ		
		() 有機リン化合物		() 1,2-ジクロロエタン		() ベンゼン		
		() 六価クロム化合物		() 1,1-ジクロロエチレン		() セレン		
		() 砒素又はその化合物		() シス-1,2-ジクロロエチレン		() ダイオキシン類		
		() シアン化合物		() 1,1,1-トリクロロエタン		() 1,4-ジオキサン		
		() PCB		() 1,1,2-トリクロロエタン				
7	廃棄物の組成・ 成分情報	物質名又は品名			量・濃度		CAS登録番号	
	<input type="checkbox"/> 情報伝達が義務 付けられている 危険・有害物質							
	<input type="checkbox"/> その他主要成分							
8	その他含有物質 ○: 含有 ×: 非含有 △: 含有の 可能性あり	() 硫黄		() 塩素		() 臭素		
		() ヨウ素		() フッ素		() 炭酸		
		() 硝酸		() 亜鉛		() ニッケル		
		() 銅		() アルミ		() アンモニア		
		() ホウ素		() アンチモン		() その他 ()		

■ 産業廃棄物の処理委託について

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物委託基準にしたがって、委託しなければなりません。

産業廃棄物委託基準は次のとおりです。

- (1) 委託しようとする者が許可等をもっているかどうか、委託しようとする産業廃棄物の処理が許可されている事業の範囲に含まれているかどうか、産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の提示を求め、また、許可内容等（事業の区分、産業廃棄物の種類、処理能力、許可の条件等）の確認を行う必要があります。
- (2) 委託契約は、法定事項が記載された書面により行わなければなりません。収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面による契約を締結してください。その際、委託契約書には産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し等の添付が必要です。
- (3) 排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合における当該廃棄物の処理の状況に関する確認（委託した処理業者の中間処理施設や最終処分場を実地に確認するなど）を行い、最終処分終了まで一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

※) 委託処理をした場合であっても、産業廃棄物が処理の過程で不適正処理された場合は、排出事業者にも責任が及ぶことがあります。このため、処理業者とは直接接して許可証の提示を求め許可の有無、事業の範囲、処理能力など十分に確認することが必要です。

- 排出事業者が処理委託に関する義務に違反した場合の罰則が設定されるとともに、排出事業者の処理責任として、不適正処理が行われた場合、原状復帰などの措置命令の対象になっています。

排出事業者の行為		罰 則	措置命令
委託基準違反	12条5項違反	5年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又は併科	○
	12条6項違反	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金又は併科	○
マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載		1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ^(※)	○
マニフェスト未受領時等の適正措置義務違反		—	○
マニフェストの保存義務違反		1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ^(※)	○
措置命令違反		5年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又は併科	—

(※) 法改正により罰則が強化され、平成30年4月1日から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金になっています。

委託契約書の記載事項

委託契約書には表1に記載されている事項を記入しなければならない。

※施行令………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第4号

施行規則………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2

表1. 委託契約書に記載すべき事項

No	収運	処分	根拠	内 容
1	○	○	施行令 イ	委託する産業廃棄物の種類及び数量
2	○	/	施行令 ロ	運搬の最終目的地
3	/	○	施行令 ハ	処分又は再生の場所の所在地、その方法、施設の処理能力
4	/	○	施行令 ニ	輸入廃棄物であるときは、その旨
5	/	○	施行令 ホ	最終処分の場所の所在地、その方法、施設の処理能力
6	○	○	規則 第1号	委託契約の有効期間
7	○	○	規則 第2号	委託者が受託者に支払う料金
8	○	○	規則 第3号	産業廃棄物許可業者である場合は、事業の範囲
9	○	/	規則 第4号	積替保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限
10	○	/	規則 第5号	安定型産業廃棄物の場合、積替え保管場所において他の廃棄物との混合への可否等
11	○	○	規則 第6号イ	産業廃棄物の性状及び荷姿
12	○	○	規則 第6号ロ	通常の保管状況下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
13	○	○	規則 第6号ハ	他の廃棄物との混合等により生ずる支障等に関する事項
14	○	○	規則 第6号ニ	JIS C 0950 に規定する含有マークの表示に関する事項（廃パソコン、廃エアコン等）
15	○	○	規則 第6号ホ	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
16	○	○	規則 第6号へ	委託者が第一種指定化学物質取扱事業者であり、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合は、その旨並びに当該物質の名称、量または割合
17	○	○	規則 第6号ト	その他取り扱う際に注意すべき事項
18	○	○	規則 第7号	委託契約の有効期間中に、廃棄物の性状等が契約締結時の内容から変更を生じた場合の、変更に関する情報の伝達方法に関する事項
19	○	○	規則 第8号	受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
20	○	○	規則 第9号	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

※契約書には許可証を添付しなければならない。（規則第8条の4）

※特管産廃の処理委託の場合も同様。（施行令第6条の6第2号）

ただし、特管産廃の処理委託の場合、特管産廃の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項について、あらかじめ文書で通知しなければならない（同条第1号）

■ マニフェスト（産業廃棄物管理票）について

● マニフェストシステムとはどのようなものですか。

マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物についての正確な情報を伝達するとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されているかどうかを確認するものです。排出事業者は委託して終わりではなく、最後まで適正に処理されたかどうかをマニフェストにより確認しなければなりません。

廃棄物処理法第12条の3では、すべての産業廃棄物の処理の委託に際してマニフェストの使用を義務づけています。

産業廃棄物の処分を委託する排出事業者は、従来の紙伝票による方式（紙マニフェスト）か、インターネットを利用した方式（電子マニフェスト）のどちらかの方法で行うこととなります。

マニフェストシステムを利用することにより、不適正な処理による環境汚染や、社会問題となっている不法投棄を未然に防止することができます。

なおマニフェストに虚偽の記載をした場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票									
交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名				
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類（普通の産業廃棄物）		<input type="checkbox"/> 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）	荷姿			
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	有害物質等				
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 くれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法				
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物				
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)							
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）								
最終処分 の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
運 搬 受 託 者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
処 分 委 託 者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			(受領欄)	運 搬 終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)	有害物質数量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処 分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日	
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)					
発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会									
照 合 確 認 B 2 票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日									

出典元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

* 産業廃棄物を処分業者に直接運搬する場合は7枚綴り、処分業者に引き渡されるまでに、積替えを行う場合は8枚綴りのマニフェストを使用します。

* マニフェストの「運搬の受託」、「処分の受託」欄の受領印については、令和2年12月に廃棄物処理法施行規則が改正され、受領欄に改められ、押印が不要になりました。

〈記入方法〉

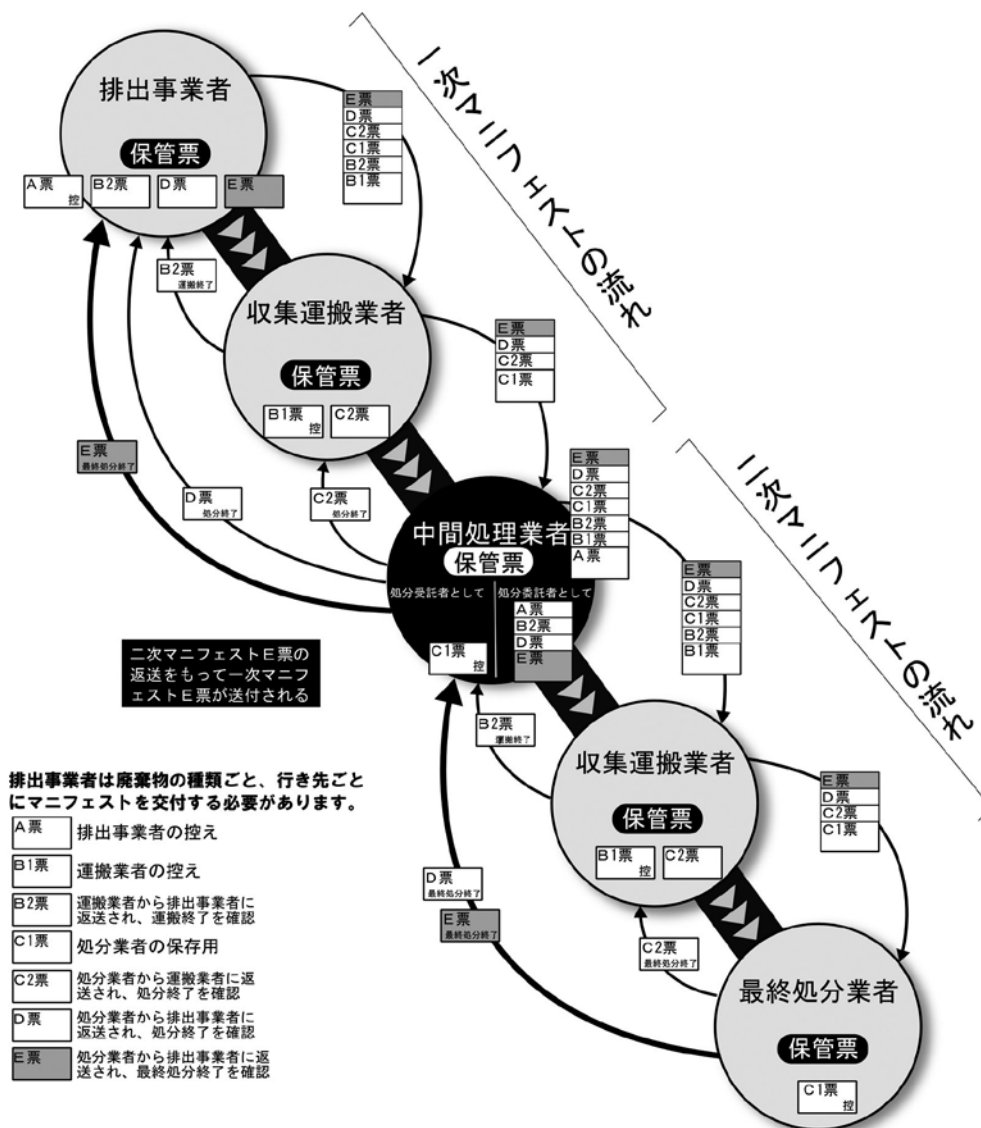
マニフェストへの記入は、産業廃棄物の内容を確認しながら、正確に行うようにしましょう。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票									
交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名				
事業者 (排出者)	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号 ①			所在地 〒 電話番号 ②					
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 グラス繊維くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0600 農プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等						
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)							
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり ④								
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり ⑤								
運搬受託者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号 ⑥			所在地 〒 電話番号 ⑦					
処分受託者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号 ⑧			所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運搬終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)			
処分の受託	受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日	年 月 日		
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号) ⑨								
(直行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会				照合確認		B 2票 年 月 日		
							D 票 ⑩ 年 月 日		
							E 票 年 月 日		

出典元: 公益社団法人全国産業資源循環連合会

- ① (事業者) 排出事業者の氏名又は名称・住所を記入します。
- ② (事業場) 産業廃棄物が排出された事業場の名称・場所を記入します。
- ③ (産業廃棄物の種類) 産業廃棄物の種類を記載します。ただし、シュレッダーダストのように、複数の産業廃棄物が不可分の状態で混合している場合には、その廃棄物の一般的な名称を記載してもかまいません。
- ④ (中間処理産業廃棄物) 中間処理業者が処理を委託する際に記載します。排出事業者は記載する必要はありません。
- ⑤ (最終処分の場所) 最終処分を行う先の名称・場所を記載します。
- ⑥ (運搬受託者) 収集運搬業者の名称・住所を記入します。
- ⑦ (運搬先の事業場) 処分を行う施設の名称・場所を記入します。
- ⑧ (処分受託者) 中間処理又は最終処分を行う業者の名称・住所を記入します。
- ⑨ (最終処分を行った場所) 中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託した場合、委託した廃棄物の最終処分先の処理施設名称・場所を記載します。
- ⑩ 「B 2票」「D票」「E票」が戻ったときに、「A票」のこの欄に日付を記入します。

● マニフェストの流れ



7枚綴りの複写式用紙を用いれば、マニフェスト制度の義務を履行できます。

- ① 排出事業者から産業廃棄物が排出され、収集運搬業者に引き渡されます。
排出事業者の元に排出事業者保存票（A票）を残し、残り6枚を収集運搬業者に渡します。
- ② 収集運搬業者が中間処理業者まで産業廃棄物を運搬し、引き渡します。
運搬終了後、収集運搬業者の元にB1票を残し、B2票を排出事業者に運搬した日から10日を経過するまでの間に返送し、残り4枚を中間処理業者に渡します。
- ③ 中間処理業者で産業廃棄物の処分がなされます。
処分終了後、中間処理業者の元にC1票を残し、C2票を収集運搬業者にD票を排出事業者に処分をした日から10日を経過するまでの間に返送します。
- ④ 中間処理業者から最終処分業者へ産業廃棄物を運搬します。
最終処分を行うために、中間処理業者から最終処分業者へ廃棄物を引き渡す場合、中間処理業者が2次マニフェストを発行します。1次マニフェストの時と同様にマニフェストを使用して産業廃棄物は最終処分業者まで運搬されます。

⑤ 最終処分業者で産業廃棄物の最終処分がなされます。

最終処分終了後、2次マニフェストのC1票を残し、C2票を収集運搬業者にD票、E票を中間処理業者に処分をした日から10日を経過するまでの間に返送します。

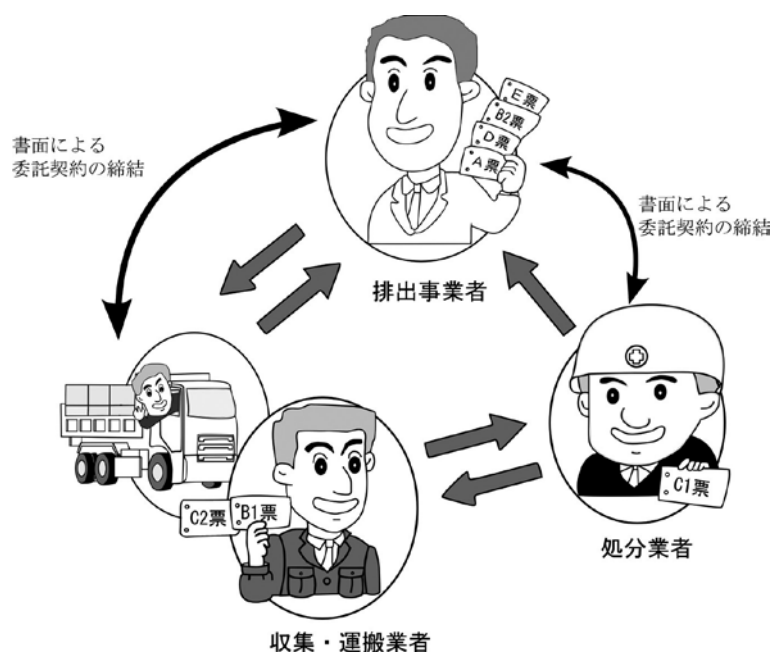
⑥ 中間処分業者は2次マニフェストのD票、E票が返送されてきたら、10日以内に1次マニフェストのE票を排出事業者へ返送します。

⑦ 排出事業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、指示どおり処分が行われたか確認します。

● マニフェストの保存義務

排出事業者はA票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務があります。収集運搬業者（C2票※）、処分業者（C1票）も同様です。また、処理委託契約書についても、それぞれが5年間保存する義務があります。

※収集運搬業者が処分業者にマニフェストを回付しない場合は、B1票を保存してください。



● マニフェストに関する報告義務

産業廃棄物を排出する排出事業者は、事業場ごとに、前年度に交付したマニフェストの交付等の状況を、規則様式3号（66ページ）にて報告書を作成し、知事（高松市内の事業場に係るものについては、高松市長）に提出しなければなりません。

（前年4月1日から当該年3月31日までの実績を6月30日までに知事又は高松市長に報告してください。）

ただし、電子マニフェストでは、情報処理センターが電子マニフェスト加入者（排出事業者）に代わって報告を行うため、電子マニフェスト情報分については、この報告は不要です。